明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準等の一部を改正する省令（総務一一三）　二

○電気通信事業報告規則等の一部を改正する省令（同一一四）　一七

〔告　示〕

○周波数割当計画の一部を変更する件（総務四四〇）　二〇

○電気通信番号計画の一部を変更する件（同四四一）　三

○標準電気通信番号使用計画の一部を変更する件（同四四二）　二九

○無線従事者の資格を要しない簡易な操作を定める件の一部を改正する件（同四四三）　三〇

○外国の無線局等の無線設備が電波法第三章に定める技術基準に相当する技術基準に適合する事実を定める件の一部を改正する件（同四四四）

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書等の各欄の記載に用いるコード（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）を定める件の一部を改正する件（同四四五）　三一

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局等の審査に適用する受信設備の特性を定める件（同四四六）　三三

○シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局の無線設備等の不要発射の強度の許容値その他の条件を定める件（同四四七）

○登録検査等事業者等規則第十七条及び別表第五号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同四四八）　三六

○登録検査等事業者等規則第二十条及び別表第七号第三の三(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件の一部を改正する件（同四四九）　三八

○電気通信事業法施行規則第三十一条の規定に基づく端末設備であって電波を使用するもののうち、利用者からの接続の請求を拒めないものを定める件の一部を改正する件（同四五〇）　四一

○インターネットプロトコル電話端末及び専用通信回線設備等端末の電気的条件等を定める件の一部を改正する件（同四五一）　四一

○インターネットプロトコル移動電話端末又は自営電気通信設備であって、インターネットプロトコル移動電話用設備に接続されるものの送信タイミングの条件等を定める件の一部を改正する件（同四五二）　四三

○端末設備等規則の規定によることが著しく不合理なインターネットプロトコル移動電話端末等及びその条件等を定める件の一部を改正する件（同四五三）　四四

○国際電気通信連合憲章に規定する無線通信規則を改正する件（同四五四）　四五